

日常生活におけるさまざまな賠償リスクに備えたい方に。

株式会社小糸製作所、日星工業株式会社、コイト電気株式会社、ミナモト通信株式会社
の 役員・社員の皆さまへ

株式会社小糸製作所
日星工業株式会社
コイト電気株式会社
ミナモト通信株式会社

日常生活賠償特約セット 団体総合生活補償保険

■保険期間(ご契約期間): 令和7年6月1日午後4時～令和8年6月1日午後4時(1年間)

■ご加入締切日: 令和7年5月23日(金)午後5時(必着)

※継続加入の場合…特段のお申し出がない限り、前年度と同じ補償内容にて継続させていただきますので、加入申込票の提出は不要です。

※新規加入・内容変更の場合…株式会社小糸製作所 人事部
日星工業株式会社 管理部・総務課
コイト電気株式会社 人事総務部・人事課
ミナモト通信株式会社 社管理部・総務課
へご提出ください。

※脱退の場合…加入申込票の「継続しない」に○印を付け、ご署名のうえご提出ください。

■保険料払込方法: 令和7年8月の給与から天引となります。

★この保険は株式会社小糸製作所を保険契約者とし、株式会社小糸製作所、日星工業株式会社、コイト電気株式会社、ミナモト通信株式会社の役員・社員を加入者とする日常生活賠償特約セット団体総合生活補償保険の団体契約です。



取扱代理店 コイト保険サービス株式会社
引受保険会社 あいおいニッセイ同和損害保険株式会社

●保険金をお支払いする主な場合●

「日本国内外において発生した次の①または②の事故により、被保険者が他人の身体の障害または他人の財物の損壊について法律上の損害賠償責任を負担することによって損害を被った場合」、または「日本国内において発生した次の①または②の事故により、被保険者が電車等(*)の運行不能について法律上の損害賠償責任を負担することによって損害を被った場合」に対して保険金をお支払いします。

①被保険者ご本人の居住する住宅(敷地内の動産および不動産を含みます)の所有、使用または管理に起因する偶然な事故

②日常生活に起因する偶然な事故

(*) 電車等とは、汽車、電車、気動車、モノレール、ケーブルカー、ロープウェイ、いす付リフト、ガイドウェイバスをいいます。ただし、ジェットコースター、メリーゴーラウンド等遊園地等の遊戯施設、座席装置のないリフト等は含みません。

(注)住宅には、別荘等一時的に居住の用に供される住宅を含みます。

<保険金をお支払いする主な具体例>

●飼い犬が近所の子どもに咬みついた。



●アパートで水漏れを起こし階下のお宅の家具を汚した。



●自転車に乗っていて通行人にぶつかりケガをさせた。



●公園で遊んでいて誤って他人にケガをさせた。



●スキーをされていて他人にぶつかりケガをさせた。



●誤って線路に立ち入り、安全確認のため電車を運行不能にさせた。



このような毎日の生活の中で起きた事故により、相手方の治療費や修理費等を支払わなければならない場合、賠償金等を補償します。

(注1)この保険は、ご本人やご家族の方が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対し、保険金をお支払いする保険です。上記事例でも事故状況等により、法律上の損害賠償責任が発生しない場合がありますのでご注意ください。

(注2)被害者側に過失がある場合などは、過失相殺などにより被害者側の損害額に比し、保険金が少なかったり、まったくお支払いできないことがあります。

●お支払いの対象となる損害の範囲・お支払いする保険金の額●

被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額	+	判決により支払を命ぜられた訴訟費用または判決日までの遅延損害金	-	被保険者が損害賠償請求権者に対して損害賠償金を支払ったことにより代位取得するものがある場合は、その価額	-	免責金額(*) (0円)
-----------------------------------	---	---------------------------------	---	---	---	-----------------

(*) 免責金額とは、支払保険金の計算にあたって損害の額から差し引く金額で、自己負担となる金額をいいます。

(注1) 1回の事故につき、日常生活賠償保険金額が限度となります。

(注2) 上記算式により計算した額とは別に、損害の発生または拡大を防止するために必要または有益であった費用、示談交渉費用、争訟費用等をお支払いします。

(注3) 事故により損害賠償の請求を受けた場合、引受保険会社は、被保険者からの申出があり、かつ、被保険者の同意が得られれば、被保険者のために被害者との示談交渉を引き受けます。ただし、次のいずれかの場合は引受保険会社による示談交渉はできません。

- ①被保険者が負担する法律上の損害賠償責任の総額が日常生活賠償保険金額を明らかに超える場合
- ②損害賠償請求権者が、引受保険会社と直接、折衝することに同意しない場合
- ③正当な理由がなく被保険者が引受保険会社への協力を拒んだ場合
- ④日本国外で発生した事故の場合または被保険者に対する損害賠償請求に関する訴訟が日本国外の裁判所に提起された場合

(注4) 被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額の決定については、事前に引受保険会社の承認が必要となります。

保険金または共済金が支払われる他の保険契約等がある場合において、それぞれの保険契約または共済契約の支払責任額(*1)の合計額が、損害の額(*2)を超えるときは、下記の額を保険金としてお支払いします。

- ・他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合は、この保険契約の支払責任額(*1)
- ・他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合は、損害の額(*2)から他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額(*1)を限度とします。

(*1) 支払責任額とは、他の保険契約等がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額をいいます。

(*2) 損害の額は、それぞれの保険契約または共済契約に免責金額の適用がある場合には、そのうち最も低い免責金額を差し引いた残額とします。

●保険金をお支払いできない主な場合●

次のいずれかによって発生した損害

- 保険契約者、被保険者または法定代理人の故意
- 戦争、外国の武力行使、革命、内乱等の事変または暴動※1
- 地震もしくは噴火またはこれらによる津波 など

次の損害賠償責任のいずれかを負担することによって被った損害

- 被保険者の業務遂行に直接起因する損害賠償責任
- 被保険者の業務の用に供される動産または不動産の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任
- 被保険者と同居する親族※2に対する損害賠償責任
- 被保険者の使用人が被保険者の業務等に従事中に被った身体の障害に起因する損害賠償責任。ただし、使用人には家事使用人を含みません。
- 被保険者と第三者との間に損害賠償に関する約定がある場合において、その約定により加重された損害賠償責任
- 被保険者が所有、使用または管理する財物の損壊について、その財物につき正当な権利を有する方に対して負担する損害賠償責任※3
- 被保険者の心神喪失に起因する損害賠償責任
- 被保険者による暴行等または被保険者の指図による暴行等に起因する損害賠償責任
- 航空機、船舶・車両(原動力が専ら人力であるものおよびゴルフカート等を除きます)、銃器(空気銃を除きます)の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任
- 罰金、違約金または懲罰的賠償額に対する損害賠償責任 など

※1 テロ行為によって発生した損害に関しては自動セットの特約により保険金お支払いの対象となります。

※2 親族とは、配偶者(*), 6親等内の血族および3親等内の姻族をいいます。

(*) 配偶者とは、婚姻の相手方をいい、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある方を含みます。

※3 レンタル用品やゴルフ場のゴルフカートなど、他人から借りたり預かった物の損壊や使用不能に対する損害賠償責任を負担することによって被った損害に対しては保険金をお支払いできません。

【ご注意】

この特約をセットする場合、補償内容が同様の保険契約(団体総合生活補償保険以外の保険契約に

セットされた特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます)が他にあるときは、補償が重複することがあります。

補償が重複すると、補償対象となる事故による損害については、いずれの保険契約からでも補償されますが、損害の額等によってはいずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があり、保険料が無駄になることがあります。

補償内容の差異や保険金額等を確認し、契約の要否を判断のうえ、ご加入ください。

(注)複数あるご契約のうち、これらの特約を1つのご契約のみにセットしている場合、ご契約を解約したときや、家族状況の変化(同居から別居への変更等)により被保険者が補償の対象外になったとき等は、特約の補償がなくなることがありますのでご注意ください。

※補償内容および保険金をお支払いできない主な場合については、「お支払いする保険金のご説明」をご確認ください。

●ご加入のタイプ●

下表のタイプよりお選びください。

※記載の保険料は、団体割引15%（被保険者数500名以上1,000名未満）を適用しています。

タイプ	保険金額（ご契約金額）	一時払保険料
A	3,000万円	1,200円
B	5,000万円	1,270円
C	1億円	1,370円

（注）免責金額0円となります。

<加入対象者>

株式会社小糸製作所および日星工業株式会社、
コイト電工株式会社、ミナモト通信株式会社の
役員・社員ご本人となります。

※被保険者の範囲は、ご本人、ご本人の配偶者、ご本人またはその配偶者の
「同居の親族（6親等内の血族および3親等内の姻族）」および「別居の未婚（これまでに婚姻歴がないこと）の子」となります。

（注）被保険者が責任無能力者の場合、その方に関する事故については、その方の親権者、その他の法定監督義務者および監督義務者に
代わって責任無能力者を監督する親族を被保険者とします。

●事故が起こった場合は●

遅滞なくご契約の取扱代理店または下記にご連絡ください。

ご連絡がない場合、それによって引受保険会社が被った損害の額を差し引いて保険金をお支払いすることがあります。

この保険契約と補償が重複する他の保険契約等がある場合には、事故のご連絡の際にお申し出ください。

あいおいニッセイ同和損害保険あんしんサポートセンター
0120-985-024（無料）

※受付時間[24時間365日]

※IP電話からは0276-90-8852（有料）におかけください。

※おかけ間違いにご注意ください。

●示談交渉サービスについて●

団体日常生活賠償保険の対象となる賠償事故について、被保険者のお申し出があり、かつ被保険者の同意が得られれば、引受保険会社は原則として被保険者のために示談交渉をお引受けいたします。なお、次のいずれかの場合は引受保険会社による示談交渉を行うことができませんのでご注意ください。

- ・1回の事故につき、被保険者が負担する法律上の損害賠償責任の額が日常生活賠償特約で定める保険金額を明らかに超える場合
- ・相手の方が引受保険会社との交渉に同意しない場合
- ・相手の方との交渉に際し、正当な理由なく被保険者が引受保険会社への協力を拒んだ場合
- ・被保険者に対する損害賠償請求に関する訴訟が日本国外の裁判所に提起された場合

※話し合いでの解決が困難な場合等、引受保険会社は必要に応じ被保険者の同意を得たうえで弁護士に対応を依頼することがあります。

詳しくは、右記コードより「重要事項のご説明」
「お支払いする保険金のご説明」をご確認ください。

右記コードからご確認できない場合は取扱代理店または引受保険会社までご請求ください。

重要事項のご説明



GN22D010185

お支払いする保険金のご説明



GN19D010072

- ご加入内容の変更または継続しない旨のお申し出のない限り、保険契約の満了する日と同一内容で継続加入のお取扱いをいたします。この場合、継続後の保険料は、継続日現在の保険料率によって計算されます。
（ご注意）保険金請求事故が多発した場合などについて、ご継続を中止させていただくことがあります。
- 「ご契約のしおり（普通保険約款・特約）」、保険証券は保険契約者（株式会社小糸製作所）に交付されます。
- このパンフレットは「日常生活賠償特約セット団体総合生活補償保険」の概要を説明したものです。ご加入にあたっては必ず「重要事項のご説明 契約概要のご説明・注意喚起情報のご説明」をご覧ください。また、詳しくは「ご契約のしおり（普通保険約款・特約）」をご用意していますので、取扱代理店または引受保険会社までご請求ください。ご不明な点につきましては、取扱代理店または引受保険会社にお問合わせください。
- 他の保険契約等の有無については、危険に関する重要な事項の告知事項として加入申込票に記入していただきます。正しく記入していただけなかった場合には、ご契約を解除することがありますのでご注意ください。
- 加入申込票記載事項（年齢・他保険加入状況・保険金請求歴等）等によりご契約のお引受けをお断りしたり、引受条件を制限させていただくことがありますので、あらかじめご了承ください。

■引受保険会社

あいおいニッセイ同和損害保険株式会社
東京企業営業第二部 営業第二課

〒103-8250
東京都中央区日本橋3-5-19
TEL 050-3460-0105

■取扱代理店

コイト保険サービス株式会社

〒141-0001
東京都品川区北品川5丁目1番18号 住友不動産大崎ツインビル東館2階
TEL 03-3447-8841 / FAX 03-3447-5820

（2025年2月承認）A24-103967